

高年齢者雇用安定法改正の概要

65歳までの雇用確保義務に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、以下のいずれかの措置を講ずる努力義務を設ける（令和3年4月1日施行）

高年齢者就業確保措置について

改正で以下の①～⑤のいずれかの措置を講ずるよう努める必要があります（④⑤は雇用以外の措置）。

新設 70歳まで・ 努力義務	①70歳までの定年引上げ	④高年齢者が希望するときは、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
	②70歳までの継続雇用制度の導入 (特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む)	
	③定年廃止	⑤高年齢者が希望するときは、70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入 a.事業主が自ら実施する社会貢献事業 b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業



高年齢者等が離職する場合について

この改正により、70歳未満で定年または事業者都合により離職する高年齢者について、事業主が再就職援助措置を講ずるよう努めることも必要となります。



再就職援助措置（努力義務）の例

- ・ 求職活動に対する経済的支援
- ・ 求人の開拓、求人情報の収集・提供、再就職のあっせん ⇒ センターでの支援が可能
- ・ 再就職に資する教育訓練等の実施、受講のあっせん

下記申込書による申し込みをお願いします。

再就職支援申込書

ふりがな			
企業名			
業種		従業員数	人
所在地	〒		
TEL		FAX	
ふりがな			
担当者氏名			部署・役職

その他希望があれば●にチェックしてください。

- 定年引上げ・労務相談
- 企業向け・従業員向けセミナー
- 助成金・補助金情報

ご記入後、下記の番号までFAXをご送信ください

**FAX 092-432-2513**